県央県南広域環境組合 議会 会議録

平成17年 第3回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成17年8月31日 (1日間) 午後14時00分開会

平成17年第3回県央県南広域環境組合議会定例会は、諫早市のホテルグランドパレス諫早に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番	内田	豊	2番	赤﨑	光善	3番	木村	和俊
4番	山口	一輝	6番	水田	寿一	7番	馬渡	光春
8番	中村	五良	9番	岩下	勝	10番	東原	貢
11番	荒木	榮喜	13番	金澤	壯	14番	渡部	満喜
15番	小嶋	光明	16番	川田	典秀	17番	北浦	守金
18番	古川	利光						

2 欠席議員は、次のとおりである。

5番 青木 弘義 12番 中山 寛二

3 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管 理 者	吉次	邦夫	副管理者	渡邉	秀孝	副管理者	斉藤	正次
副管理者	浦川	康二	副管理者	町田	義博	副管理者	松本	安男
副管理者	伊藤	邦弘	副管理者	横田	幸信			
参考人	荒木	正重	参考人	北平	正美			
収入役	池松	正光	代表監査委員	本村	三郎			
事務局長	高田	徳一	施設課長	森松	光明	施設課長補佐	田中	金大
施設課長補佐	山本	修	管理係長	土井	勝好	総務課吏員	吉田	貴史
施設課吏員	川口	隆彦						

4 議会事務のため出席した者は、次のとおりである。

書 記 長 谷口 啓 書記 荒木 学 書記 舩津 健一郎

5 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1副議長の選挙について日程第2議席の指定について日程第3会議録署名議員の指名日程第4会期の決定

日程第5 議会運営委員会委員の選任について

日程第6 一般質問

日程第7 議案第10号 平成16年度県央県南広域環境組合一般会計歳入 歳出決算の認定について

> 議案第11号 県央県南広域環境組合余熱利用施設の指定管理者 の指定について

> 議案第12号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団 体の数の減少とこれに伴う規約の変更について

> 議案第13号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について

議案第14号 専決処分の承認を求めることについて (平成17年度県央県南広域環境組合一般会計補 正予算(第1号))

議案第15号 平成17年度県央県南広域環境組合一般会計補正 予算(第2号)

6 議事の経過

(午後14時00分 開会)

〇議長(古川利光君)

皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから平成17年第3回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、16名でございます。定足数に達しております。 今期定例会に説明員の出席を求めましたので、ご報告をいたします。

議事に先立ちまして、島原市から選出されておりました馬場副議長、池田 議員の組合議員辞職に伴いまして新たに議員になられた方々を紹介いたしま す。

島原市議会議員の北浦守金議員。

同じく内田豊議員、でございます。

議事の進行上、仮議席を指定いたします。ただ今ご着席の席を仮議席といたします。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、この際これを許しま す。

〇管理者(吉次邦夫君)

議長。

〇議長(古川利光君)

管理者。

〇管理者(吉次邦夫君)

一言ごあいさつを申しあげます。

本日、県央県南広域環境組合平成17年第3回議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼申しあげます。

本日提出いたしました議案は、議案第10号「平成16年度県央県南広域 環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、ほか5件でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが私の ご挨拶とさせていただきます。

〇議長(古川利光君)

ここで、全員協議会を開くためしばらく休憩いたします。

(午後14時02分 休憩) (午後14時04分 再開)

〇議長(古川利光君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1「副議長の選挙について」を議題といたします。

組合規約第7条第2項により「組合議員のうちから組合の議会で選挙する。」ということになっております。

選挙の方法として、「投票による方法」と「指名推選による方法」とがございます。

指名推選による方法を取りたいと思います。

お諮りいたします。

指名推選による方法で行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(古川利光君)

ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙の方法は、議長の指名推選による方法に決定いたしました。

副議長に、北浦守金議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今指名いたしました北浦守金議員を副議長の当選人と定めることにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(古川利光君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました北浦守金議員が副議長に当選されました。 北浦守金議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項 により告知をいたします。

副議長就任のご承諾及びごあいさつをお願いいたします。 北浦議員。

〇副議長(北浦守金君)

一言ごあいさつを申し上げます。

ただ今、議員各位のご推挙により県央県南広域環境組合議会副議長の重職に就くことになりました北浦守金でございます。よろしくお願いします。

この6月の島原市議会におきまして、県央県南広域環境組合議会議員に選出されたばかりで、まだまだ不案内のところでございますが、今後古川議長様と共に、議会が円満に運営されますよう尽力する所存でございます。

議員各位の一層のご支援と協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますけど就任のあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

〇議長(古川利光君)

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いします。

次に、日程第2「議席の指定」を行います。

議席は議長において指定いたします。議員諸君の議席番号と氏名を書記長に朗読いたさせます。

書記長。

〇書記長(谷口 啓君)

朗読いたします。

- 1番 内田豊議員。
- 2番 赤﨑光善議員。
- 3番 木村和俊議員。
- 4番 山口一輝議員。
- 5番 青木弘義議員。
- 6番 水田寿一議員。
- 7番 馬渡光春議員。
- 8番 中村五良議員。
- 9番 岩下勝議員。
- 10番 東原貢議員。
- 11番 荒木榮喜議員。
- 12番 中山寛二議員。
- 13番 金澤壯議員。
- 14番 渡部満喜議員。
- 15番 小嶋光明議員。
- 16番 川田典秀議員。
- 17番 北浦守金議員。
- 18番 古川利光議員。

以上でございます。

〇議長(古川利光君)

ただ今朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。 ただ今から、全員協議会を開くため、しばらく休憩いたします。

先程の議席のとおり交替をお願いいたします。

(午後14時08分 休憩) (午後14時11分 再開)

〇議長(古川利光君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。議長において指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(古川利光君)

ご異議なしと認めます。

よって、会議録署名議員は議長において岩下勝議員、東原貢議員を指名いたします。

次に、日程第4「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日一日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(古川利光君)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日間と決定いたしました。 議事日程につきましては、お手元に配布しております「議事日程表」により執り行いたいと思いますので、ご了承願います。

次に、事務局から発言を求められておりますので、この際これを許可します。

〇事務局長(高田徳一君)

事務局長。

〇議長(古川利光君)

事務局長。

〇事務局長(高田徳一君)

皆様、こんにちは。

それでは、5月30日開催の組合議会臨時会以降の事業の進捗状況等についてご報告をいたします。

お手元に配布をしております参考資料の1枚目でございます。「参考資料」 をご覧になりながら、いただければ幸いでございます。

新聞報道等でご承知かと存じますが、ごみ処理に関しまして、長崎市へ処理を一部委託いたしました。議員の皆様にはご心配をおかけいたし、申し訳なく思っているところでございます。

では、まず、クリーンセンターでの処理状況について別紙に基づき報告をいたします。平成16年12月から本年3月まで試運転を行い、受入量は11,554トン、処理量が8,905トンで、ピット残量は2,649トンとなっておりました。4月には7,546トンの受入をし、6,093トン処理をしております。5月は7,910トン受入をし、6,786トン処理をしております。6月は7,261トンの受入、7,895トンの処理、7月は6,219トンの受入をし、6,620トン処理をいたしております。8月28日現在でピットの残量は3,365トンとなっております。

皆様すでにご承知のとおり、7月にプラント機器の定期点検を実施する必要がありましたが、6月26日時点でピットには約4,700トン貯留しており、1炉を停止して施設の点検を実施することは難しいと、厳しいと判断し、6月27日から8月12日まで処理の一部を長崎市に委託いたしております。一炉ずつ順次実施をいたしました点検においては特に異常はなく、現在、順調に処理をおこなっております。

なお、この間、長崎市東工場に搬送いたしました一般廃棄物の量は、2,

538トンでございます。詳細は後ほど議案説明の際にご説明いたしますが、 長崎市へ支払います処理委託料を補正予算として専決処分いたしております ので、今期定例会でご承認いただきたいと思います。

次に、余熱利用施設について申し上げます。工事の進捗率は8月、昨日現在で35.9パーセントでございます。「参考資料」の3枚目に余熱利用施設の現況の写真を添付いたしております。概ね順調に進んでおります。現在の工事状況は、プール棟につきましては基礎工事の段階でございます。施設棟は、3階床部分のスラブコンクリートの打設が終了し、墨出しに入っている段階です。9月に入りますと、3階の壁の配筋、柱、梁の型枠立て込みに入る予定になっております。

また、施設の管理運営をおこなう指定管理者の選定が終了いたしましたので、今期定例会にて指定の議案を提出しているところでございます。

選定いたしました優先交渉権者は、県内では佐世保市の東部クリーンセンターに付設しております余熱利用施設「エコスパ佐世保」の指定管理者にも指定されている「協栄ビルメンテナンス株式会社」という会社でございます。 選定過程等の詳細につきましては、後ほど提案理由にてご説明いたします。

以上、簡単ではございますが、事業の進捗等の報告を終わらさせていただ きます。

〇議長(古川利光君)

はい、ありがとうございました。

次に日程第5「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。 議会運営委員会委員でありました池田一豊議員から議員辞職願が提出されましたので6月29日付で受理いたしました。

よって、議会運営委員会委員を1名選出する必要があります。

委員の指名は、議会委員会条例第5条により議長が会議に諮って指名することとなっております。

これにより、議会運営委員会委員の辞職に伴う委員を議長により指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(古川利光君)

ご異議なしと認め、議長により議会運営委員会委員を指名いたします。 1 番内田議員にお願いをいたします。

内田議員には議会運営委員を務めていただきますように、よろしくお願い いたします。

〇議長(古川利光君)

次に、日程第6「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願いいたします。

発言時間につきましては、申し合わせによる時間内に終わるように協力を お願いいたします。

答弁につきましては、質問の趣旨をよく捉え、簡明、的確に答弁を願います。

3番木村議員。

〇3番(木村和俊君)

質問通告に基づいてお尋ねをいたします。

通告は5項目でしておりますけれども、内容的にはそれぞれ関連をいたしておりますので、まず最初に全体的なことについてお尋ねをいたします。

先程事務局から説明ありましたように、福田町に建設されたクリーンセンター、4月の本格稼動から5ヶ月が経ちました。この間、持ち込まれたごみの処理が追いつかずに6月中旬からピットの残量が溜まり、6400トンに達する事態になりました。そして、6月27日から8月の12日まで約1ヵ月半、長崎市の東工場に委託をする、こういう事態になった訳です。

この間、クリーンセンターのごみの処理量は、1日平均にしてみますと、4月が203トン、5月が218トン、6月が257トンになっております。

この施設は1日300トンの処理能力を持つ施設だということで建設をされました。説明どおり1日300トンのごみが処理出来ておれば、ピットの残量もこれほど溜まるということにはならなかった訳です。ましてや長崎市に委託をする、そういう事態にもならなかった訳です。

今、諫早市の住民を始め、2市10町の構成町の住民の中には、1日300トンの処理施設だ、しかも最新の技術で、次世代型の最新の施設だということで建設されたにも拘らず、わずか5ヶ月でこういう事態になっているのはどうしたことか、ということで大きな不安と疑問の声が上がっているのは私は当然だと思うんです。

そこで管理者にお尋ねをいたしますけれども、契約どおり1日300トンの処理が出来なかった、このことについては、私は発注者としてメーカーに対してきちんとしかるべき対応をとるべきだというふうに思うんです。

そうした長崎市にごみの処理を委託をする、そういう事態に立ち至ったことを踏まえてメーカーに対して管理者はどういう対応をし、どういう報告を受けておられるのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

2つ目。

この施設の操業に当たっては広域環境組合と諫早市との間に、環境保全等についての協定書が締結をされております。そしてこの協定書の第9条では、施設の性能保証及び操業に関して、甲と乙、これは組合と諫早市、又は、甲とJF、メーカーの間に必要な覚書等を交換する、いうことになっております。

この覚書について、私は、組合に対して是非公開をしてほしい、いうことで請求をいたしました。情報公開の条例が組合には無い、いうことで、組合の方は市の条例などを参考にして対応します、いうことでしたので、諫早市の情報公開条例を参考にして手続きをし、その回答をもらいました。

ところが、メーカーとの委託契約については開示をしてくださいました。 しかしこの覚書については、開示が出来ない、いうただそれだけなんです。 理由もなんにもないんです。市の条例には開示が出来ないときにはきちんと 理由を明記をして申請者に通知をする、いうことになっているんです。開示 をしないこと自体私は納得できませんけれども、しかし手続きの面で、市の 条例などを参考にするといいながら、市の条例では開示を出来ないときには きちんとその理由を明記をして申請者に通知をするということになっている にも拘らず、理由も示さずに、公開できないとは一体どういうことなのか、 きちんとした説明をしていただきたいと思います。

これと関連して管理者にお尋ねをいたしますけれども、やはり、組合としても、是非情報公開条例を制定をして、いろんな住民の人たちの知る権利をきちんと保障する、そういう制度を作っていただきたいいうふうに思いますので、管理者の考えをお聞かせください。

3つ目。

このクリーンセンターで使用している天然ガス、LNG及び液体酸素についてお尋ねをいたします。

まず液体酸素ですけれども、この液体酸素はこの施設の中心部、炉心の温度を1000度以上に上げるために不可欠な、酸素でございます。この施設の一番心臓部で使われる酸素なんです。そしてこの酸素は施設の中で製造をする、いうことで造られてきました。外部からの酸素の搬入ということは想定をされていなかった。

そこでお尋ねをいたしますけれども、どうしてこの施設の一番中心部で使用するこの液体酸素を、当初の計画は施設の中で製造するとなっているにも拘らず、その計画、に無い外部からの搬入に頼らなければならなくなったのか、その辺の事情をお聞かせください。

それからこのことで、この酸素の費用、経費はどなたが見ますかと、いうことをお尋ねしましたら、それはメーカーが負担をする、いうことになっておる、いうことでしたのでそのことも、実際そうなのかどうか説明をしていただきたい。

それからこのところの3つ目に、3つ目は、このクリーンセンターで使っている天然ガス及び液体酸素、これが月々4月から8月まで、月々量がいくらになってるのか、その金額がいくらになってるのか、これは通告をしておりましたので調べてあると思うんです、お聞かせ願いたいと思います。

それからこことの関係で、これまで組合がメーカーに払っている委託費、これ委託費は月、月々払うようになっているようですね、3年間で9億円、1年間で約3億、でそれをずっと毎月月割りにして払うということになっとるようですけれども、4月以降8月までのメーカーに払った委託金、これがいくらになっているのかをお聞かせください。

それから併せてこの天然ガス、LNG、これの購入費、費用はどこが負担することになっているのか。事務局長にお尋ねをいたしましたら、それは組合との委託費の中には入っていないと、いうご説明でございました。委託費の中に入っていないとしたら、そのお金は、メーカーが負担するのか、それとも委託費とは他に組合が新たに負担する、いう関係になるのか、その辺のことについて説明をしていただきたいと思います。

それからここのところの関係で、まっ、かなりの金額になると思うんですね、ま、調査した金額私持ってますけど、それは後で説明しますけれどもね、例えば酸素、液体酸素、これははっきりメーカーが負担するということになっているようですけれども、負担するに当たってメーカーと組合との間でど

ういう約束、文書での約束、当然これはされてるはずなんです。口頭でね、 億にも上るようなお金を払うというようなことはできん訳ですから、メ、メ ーカーと組合の間で、液体酸素をメーカーが負担するに当たってはどういう 取り決め、文書の取り交わしがされているのか説明をしてください。

それから、もう一気に全部まずお尋ねをいたしますのでね。

管理者にお尋ねをしますけれどもね、この施設の発注はですね、通常の建 設物の発注と違って、設計も、それから建設もひっくるめて発注をする、こ ちらから出した条件は1日300トンの処理施設だと、これをきちんと守っ てください、あと設計とか建設はお任せします、いわゆる性能発注なんです。 ですから、落札者の方はですね、設計がまずかったとかうんぬんとかいうよ うな言い逃れは出来ないような形の契約なんです。そういう契約にも拘らず、 1日300トンの能力が発揮できてないと、いうことはね私は大きな問題だ と思うんです。ですから管理者としては、メーカーに対して、どうしてこう いう事態になっているのか、このまま続くならね、この施設というのは本当 にお金をね、つぎ込む一方の、金食い施設になるんですよ、その内容は後で 説明しますけどね。そういう心配が私はしているんです。ですから私は、メ ーカーに対して、こういった事態がなぜ起きたのか、こういったことをねメ ーカーに、その、説明しなさいっちゅってもね、きちんとした説明がされる 訳ないんですから、私は、専門家の人の協力も得て、きちんとした第三者的 な調査委員会を作ると、立ち上げると、いうことを管理者としては当然、提 供し、そういう取り組みをすべきだと、いうふうに思いますのでね、お考え をお聞かせ願いたいと思います。

〇管理者(吉次邦夫君)

議長。

〇議長(古川利光君)

管理者。

〇管理者(吉次邦夫君)

何点かご質問ございましたが、私の方から総括的にお答えをいたしたいと 存じます。あと詳細につきましては事務局長の方から答弁をいたします。

ご承知のとおり、平成9年に国が新ガイドラインを策定いたしまして、ダイオキシン類の発生が少ない高度な処理が可能となる全連続式焼却施設への転換、広域的なごみ処理、リサイクルの推進の必要性などが示されたところでございます

新ガイドラインにつきまして、県では平成11年に「長崎県ごみ処理広域 化計画」を策定いたしまして、圏域を7つのブロックに決定しました。

平成11年4月に県央県南ブロックの過渡的なブロックとして、いたしまして2市15町でごみ処理建設、施設の建設に関する事務を共同処理する県央県南広域環境組合を設立をいたしました。

平成11年8月に諫早市福田町中山地区を候補地として策定し、平成14年11月に建設工事に着手し、平成17年4月から本格稼動に入ったところであります。

本格稼動当初は、想定していたごみ量を上回るごみが搬入されておりまし

て、またごみの処理につきましても、クレーン操作員の技術不足、炉を管理するオペレーターの習熟度が低かったなどによりまして、搬入量に対し処理量が劣っているとのことでございましたので、技術不足や習熟度を高めるための方策を立てるよう申し入れを行い、その改善を求めてきたところでございます。

現在では安定的な処理をしているというふうに判断しているところであります。

他方、処理量が伸びていることや、ピット残量が減少しているとは言いましても、ごみ処理基本計画において想定しておりましたごみ量は日量221トンでございまして、現実には日量240トンから250トンが搬入されておりますことから、基本計画と現実が乖離しております。

このようなことから、構成市町の担当課長会議及び担当者会議をそれぞれ 開催し、更なるごみ減量化に対する取り組みをお願いしたところでございま す。

今後とも、ごみの減量化、再資源化及び分別種類の統一などをお願いいたしまして、搬入されるごみの減量化を推進して参ります。加えて、ごみの検査体制の強化を行い、区域外からのごみ搬入を阻止し適切な施設の管理・運営に努めて参ります。

環境保全等の協定につきましては、施設の操業にあたりまして地域環境の保全や公害防止に資することを目的に諫早市と協定書を取り交わしております。この協定数値は法定基準値よりも厳しい数値を設定しておりまして、特に、大気汚染物質等につきましては敷地入口の電光掲示板によりまして常時その数値を示しております。

クリーンセンターの管理運営の委託契約につきましては、施設の運営管理を円滑、円滑かつ適正に遂行するため、JFEエンジニアリング株式会社と 委託契約を締結しておりまして、3年契約で約9億円でございます。

次に、情報公開条例につきましては、昨今の全国的な潮流から情報公開は必要であると認識をいたしておりまして、この情報公開と表裏一体となる個人情報の保護につきましても、プライバシーの問題等の観点から避けては通れないものと考えております。

今後、先進事例等を研究してみたいと考えているところでございます。

それから、天然ガスや液体酸素につきましては、事務局から答弁いたしますが、それぞれの項目の詳細につきましても事務局長の方から答弁させたいと存じます。

なお、この会社との関連で、これを審査する委員会をということでございますが、今の段階で、そこまでは私共考えておりません。 以上でございます。

〇事務局長(高田徳一君)

事務局長。

〇議長(古川利光君)

事務局長。

〇事務局長(高田徳一君)

今、管理者が総括的にご答弁申し上げましたが、詳細な部分について、まず、まずもって私の方からご説明をさせて、ご答弁させていただきたいと思います。

まず一点目の、1日300トンの処理が出来ていないと、メーカーにどのような申し入れをされ、または報告を求められたか、その内容等についてお尋ねします、ということについてお答えをいたします。

1日に300トンの処理が出来ていないことについてのご質問でございますが、本組合の施設は平成11年に策定いたしました処理基本計画に基づき、ごみ処理施設基本計画を策定して施設の処理規模を1日300トンと決定しているところでございます。

その中で、計画処理量は1日221トンとして処理を行うことになっております。計画処理量につきましては、平成6年度から10年度までの5年間の実績を基に策定をされたものであり、1人1日平均排出量と計画収集人口及び計画直接搬入量で算出をされております。

この計画に基づき、4月1日から本格稼動を開始いたしましたが、ご承知のとおり、3月までの無料ごみの受入れ期間の想定以上の搬入量と、年度変わりに伴うごみの多い時期とも重なり、ごみピット残量が増えてまいりましたので、4月19日から3炉運転に切り替えて運転を続けている訳でございます。

処理を委託しております J F E エンジニアリング株式会社によりますと、 処理施設を正式に運転し始めてから間もないことから、1 つには、炉を管理 するオペレーターの技術が熟知していなかった、2 つには、ごみクレーン運 転操作を行う職員の操作技術が未熟な部分があった、3 つは、ごみ量が想定 よりも多いことからピット内での攪拌作業が良くできない、さらに攪拌でき ないためごみの均一化ができず安定した焼却、溶融が出来なかったこと、の 理由が1日300トンの処理能力を当初発揮できなかった要因だと考えられ るとのことであります。

6月に入りましてから、先程もご説明申し上げましたように、オペレーターの技術や、クレーン操作技術も徐々に向上し、処理量が300トンを超える日が7日以上もあっております。

処理量の日量平均でも、先程資料にもカッコ書きで記載をいたしておりますが、4月は203トン、5月は219トンでございましたが、6月には263トン、7月は報告のとおり定期点検の実施に伴い2炉運転で運転をいたしましたが213トン、8月は今申し上げましたとおり28日現在でございますが255トン実績で伸びを示しております。特に先週は300トンを超える処理を続けており、平均で1日285トンを処理しているところでございます。

次に、メーカーに申し入れた内容につきましては、メーカーとは日量30

0トンの処理を契約しているわけではございませんが、4月当初は計画通りの2炉で運転をしていましたが、搬入されるごみ量が想定より多かったので、4月19日から3炉運転への変更を指示をいたしました。

クレーン操作員やオペレーターの習熟度不足に対しましては、早急に研修 を実施することや、ベテランの指導員を配置し、派遣し、人員に不足があれ ば補うことなど改善策をとるように指示をいたしております。

また、運転管理を受託いたしております J F E エンジニアリング株式会社とは、定期的に県央県南クリーンセンターの運転に関する会議を開催し、一週間の計画、処理状況、工事計画、人員配置、苦情の処理状況などについても協議、報告を行っているところでございます。

なお、管理者からも、JFEの支社長等が面談に来られた際に、処理については会社が責任を持って対応、処理をするようにと厳しく督励、数回にわたり督励されているところでございます。

次に、二点目の諫早市との間に結んでいる環境保全等についてのご質問で ございます。

この諫早市と締結しております環境保全等協定の概要についてお答えをします。

ごみ処理施設の操業に関し、地域環境の保全及び公害防止に資することを 目的に平成17年2月25に諫早市と次の内容で協定を締結いたしておりま す。

まず、基本的事項といたしまして、公害関係法令、長崎県公害防止条例及び諫早市環境保全条例等を遵守するとともに法令等に定めのない事項についても対策に努めるとしております。

大気汚染物質等の排出基準としまして、大気、水質、騒音、振動、悪臭の 5項目についてそれぞれ協定値を定めて、その排出基準としております。

次に排出ガスの監視としまして、「排気ガス測定」、「ダイオキシン類測定」 及び「ごみ組成状況調査」を年1回以上実施し、その結果を諫早市へ報告するようにいたしております。

また。

〇議長(古川利光君)

事務局長。

答弁の途中ですが、簡潔によろしいそうですので、わかりやすく簡潔にお 願いいたします。

〇事務局長(高田徳一君)

わかりました。

また、ばいじん、硫黄、窒素酸化物、塩化水素等につきましても、常時敷地内入口に設置した表示盤で提示して、諫早市にも報告するようにしております。

使用薬品等の管理につきましても、影響を及ぼさないように、管理を十分にすることとしており、諫早市へ報告するようにしております。

主なもののみを申し上げましたが、この協定に規定するもののほか、施設の性能保証及び操業に関し、地域住民の安全及び安心感醸成のため組合と J

F E エンジニアリング株式会社において必要な覚書を交換いたしております。 以上が諫早市と協定を締結している概要でございます。

なお、地元町内会の福田町、中田町、御手水町の3町とも協定を締結してるところでございます。

次に、3点目のご質問のクリーンセンターの管理運営にあたって、JFE との委託契約及びその内容についてというご質問にお答えをいたします。

ごみ処理施設の運営管理を円滑かつ適正に遂行するとともに、施設の機能を十分に達成できるよう J F E エンジニアリング株式会社と運転管理委託業務の、運転管理業務の委託契約を締結しているところでございます。

履行期間は平成17年4月1日から平成20年3月31日までの3ヶ年間とし、委託金額は3ヶ年間で902, 512, 800円とし、月額支払金額が25, 069, 800円となっております。

まず、業務の管理につきまして、業務の重要性等を確認した上で、関係法令を遵守し、受託業務を迅速かつ適正に行わなければならないとしておるところでございます。

また、必要がある時は組合はJFEエンジニアリング株式会社に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるといたしております。

ごみの処理に関しましては処理計画に基づき業務を遂行しなければならないとしており、計画にない事項であっても関連する業務にあっては協力しなければならないとしておるところでございます。

主な内容についてご説明を申し上げました。

万一の事故等の責任につきましては、業務の遂行中に故意又は過失により 組合又は第三者に損害を及ぼしたときは、JFEエンジニアリング㈱がその 賠償の責任を負うものと謳っているところでございます。

以上が主な委託契約の概要でございますが、この契約に定めのない事項、 又はこの契約に疑義が生じた事項については、必要に応じて協議して定める としているものであります。

次に4点目の情報公開条例の策定についてお答えをいたします。

本県央県南広域環境組合は、平成11年に設立いたしました。設立当初は職員数が局長を入れて4人と少なく、また、処理施設等を建設することなどハード面に主眼をおいてきたこともあり、必要最低限の例規を整備してスタートしたところでございます。

このような中、関係する例規の制定は、組合発足、運営にあたり当面整備 しなければならないものを優先してきたため、現在、情報公開条例は作成す るに至っておりません。

管理者も先程ご答弁申し上げましたが、昨今の社会情勢に鑑みて、情報公開条例は個人情報保護条例と表裏一体をなすものと考えておりますことから、いずれも整備しなければならないと認識しているところであります。

これまで組合公文書等の情報公開を求められた際は、公開することを原則に構成市町の条例等を参考にしながら、公開できる文書は公開して参りましたが、例えば、情報公開条例の制定に際しては、その諮問機関である審査会

委員の選任、それに伴う財源等が必要になりますことから、今後予算措置を 含め情報公開条例、個人情報保護条例など先進事例を研究して、対応して参 りたいと考えております。

〇議長(古川利光君)

事務局長に申し上げますが、管理者の答弁とダブらないように答弁願います。

〇事務局長(高田徳一君)

はい。

最後に5点目の助燃材の天然ガス及び液体酸素の搬入量と購入価格について、にお答えします。

まず、天然ガスの使用量につきましては、当初の計画では処理が安定してくる時点で、2日に1台程度という計画でございました。この計画は、組合が作成したごみ処理基本計画に基づき、ごみの処理量を想定し、当初は2炉運転を基本に計画されていたものであり、それに基づき天然ガスの使用量も設定されております。

ごみ量が予想以上に多いため、現在は3炉でのフル稼働運転を実施しており、天然ガスの使用量も計画より増加しているところでございます。

実績でございますが、4月では435トン、5月では527トン、6月で577トンの報告を受けております。

液体酸素につきましては、炉内での燃焼を促進する高濃度の酸素を作り出す酸素発生装置のバックアップのため、JFEエンジニアリング株式会社が県の許可を得て、5月末に仮設で設置しているものであり、組合に対しても仮設の申し出があったため、同意をしたものでございます。

従いまして、使用量や費用については把握しておりません。

なお、液体酸素の設置理由でございますが、酸素発生装置が万一停止した 場合や安定して稼動しない場合は、ごみ処理量に大きな影響が出るため、最 悪の事態を想定して非常用に仮設として設置しているとのことでございます。 以上でございます。

〇3番(木村和俊君)

議長。

〇議長(古川利光君)

3番、木村議員。

〇3番(木村和俊君)

あの、できるだけですね、要点だけで結構ですので、最初からちょっとお 訊ねをしますけどね。情報公開条例はひとつ、ぜひですね、早めに、ひとつ 制定の手続きをしてください。それから覚書ですね、協定書に添付されてい る覚書、私がお訊ねしたのは、どうしてこれを開示しないのかと、その理由 を聞かせてください、ということなんです。私は少なくともね、この組合が ね、結んでる協定ですよ、それは当然組合に対してもそうだけどね、この議 会に対してさえね、この覚書を公にしないというのは、これは私はよくない と思うんですよ。特にこの覚書は、この施設の性能保証に関することと、そ の覚書なんだということで、今回の一連の問題の中ではね、非常に大事な文 書になっているんです。ですから、その管理者ね、ぜひこの議会にこの覚書を出していただく、ということでのあなたのご答弁をお願いします。

それから、事務局長になるのか、管理者になるのか、私が請求したことに対してどうして開示しなかったのか、その理由を聞かせてください。しかも、市の条例では開示をしない場合にはその理由を明記をして申請者に報告する、と、しなければならないとなっているにも拘らず、なんの理由もつけずに、非公開だということだけの通知ではね、これはやはり良くないと思いますので、このことについてもきちんとした説明をしてください。

それから次ですね、助燃材とか天然ガスのことでね、私が訊ねたのは、あの、その量もですけど、この費用を誰が負担することになっているんですかと、いうことを私訊ねたんですよ。この後先いろんなこと時間ばっかりかけてね肝心なことについてはね、説明していただけんちゅうのは、よくないんですよ。

なんで私がこういうことを訊ねるのかといいますとね、私の調査ではこの 天然ガスはね、あの10トンのタンクローリー1台、およそ50万するんだ そうですよ。若干相場で上下はあるけど、ほぼ平均的には50万だと。今説 明ありましたようにね、だいたい一日に2台からね、あの2台ぐらいはもう、 毎日来てる。今説明あったように6月でも577台でしょ。特に7月8月は 多いと、いうことですから、ほぼ私が調べたのと同じ量の、天然ガスが搬入 されている。そうしますとね、まっ、1台50万で計算をしますと2台として100万でしょ。1ヶ月で3, 000万です。メーカーに支払うことにしている委託金は1ヶ月に2, 500万なんです。ですから、この天然ガスのガス代、およそ3, 000万、1ヶ月。これは委託費とどういう関係になるのか。当然委託費で払える訳ないんです。だからその関係についてきちんと説明をしてください、と。

あなたは、それは委託費には入ってないということでしたのでね、そしたらその1ヶ月およそ3,000万のお金は誰が出すことになるのか。メーカーが出すことになるのか、組合が新たに出すことになるのか。そこを説明してくださいと言ってるんです。

それから液体酸素。これもだいたい1台50万だそうです。これもだいたい1日に2台ぐらいの、頻度で搬入をされている。だからおよそ天然ガスと同じ値段、1 $_{7}$ $_{7}$ $_{7}$ $_{7}$ $_{7}$ $_{7}$ $_{7}$ $_{8}$

民間の会社がそういうこと出来る訳ないでしょ。委託金は1ヶ月2,500万しかもらってない。しかし、施設をきちんと運営させる、操業するためには液体酸素をどんどん、どんどん運ばにやいかん。その金は組合が出してくれん、メーカーが出す。そのお金は3,000万だ。

あのね、今順調に施設は運営されてると言われますけどね、こういったことを考えればね、当初の計画に無かった液体酸素を外部からどんどん、どん

どん搬入する。助燃材も当初の2倍以上の量をどんどん注入する。そういうね、本当に無理な運転をしてやっとこさね、240トンかそこらの処理能力が発揮できてる。これが実態なんですよ。そういう無理なね、この施設の運転が長続きする訳ないんです。メーカーもいつまでもねそんな手出しを続けることできないんです。だから私はそこんところをね、きちんとしとかんとね、この施設は、どんどんどんどん金を食う、そういう金食い施設になってしまうんだと、そのことを私は心配して、きちんとした説明をしてくれと言ってるんですよ。

ですから、あらためてお訊ねしますけど、この助燃材の費用、それから液体酸素のお金、これは誰が払うようになっているのか、そこんところをきちんと説明をしてください。それと委託費の関係、2,500万ですかな、4月から以降8月まで、その金額で委託費は払われてきておると思いますけどもね、あらためていくらメーカーに払っているのか説明をしてください。

〇事務局長(高田徳一君)

はい、事務局長。

〇議長(古川利光君)

事務局長。

〇事務局長(高田徳一君)

それではまず、情報公開の件についてお答えをいたします。

第17条において資料等は原則公開することにしております。ところが、 第19条に規定するJFEエンジニアリング株式会社との間の覚書につきま しては、組合と諫早市とが協定している環境保全及び公害防止等についての 協定内容を遵守するために受託する事業者との間でその内容について覚書を 取り交わしているものであります。したがいまして、環境保全協定書にいう 資料等には含まないものと判断をしておりますので、公開が出来ないという ことでございます。

それから、この覚書には組合の管理・運営情報のほか、現在進行している数値の情報も含まれております。いみじくも今、木村議員、おっしゃったとおりでございます。したがいまして、これらの、確定していない、その起因するものはごみ量が想定量に多いということでございますので、この確定していない情報を公開することによって、誤解を与える可能性があることや、企業の営業ノウハウも含まれておりますことから、JFE側から意向も踏まえ、公開しないものとしたものでございます。

次に、購入、ガス等の購入価格について、でございます。

この購入価格につきましては、ご承知のとおり、原油価格の高騰、大口需要による契約単価の価格設定等の理由もございます。で、契約の相手からも現段階では公表は差し控えてもらいたいと、この要望があっております。ご理解を賜わりたいと存じます。

なお、木村議員からお訊ねがあった際にお答えをしておりますが、このガス代に関する組合の予算は、年間予算で約1億2千万でございます。先程もお答え申し上げましたように、現在3炉運転のフル稼働を続けておるところであり、処理計画の2炉運転と比較すると、それだけでも単純に1.5倍の

費用が必要となってまいります。4月、5月、先程お答えをしました4月から6月までの使用量を考えますと、予算をオーバーすることも危惧されております。したがいまして、この負担につきまして、JFEエンジニアリングとも協議を現在続けているところでございます。

今後の議会等にお願いする必要も生じてくることもあろうかと思いますが、 現時点ではそういう数字の流動的な要素も非常に多いために公表を差し控え ていただきたい、こういうことでございます。

それから J F E に支払った委託料の金額でございますが、え~1億・・・。 (「いや、月毎に言って」と呼ぶ者あり)

〇事務局長(高田徳一君)

え~っと、月毎は先程お答え申し上げたかと思いますが。 (「いくら。月額」と呼ぶ者あり)

〇事務局長(高田徳一君)

え、委託、運転委託の金額は月額支払い金額、2,506万9,800円 でございます。

(「そのとおり払ってるんですね、はい」と呼ぶ者あり)

〇3番(木村和俊君)

議長。

〇議長(古川利光君)

はい。3番、木村議員。

〇3番(木村和俊君)

はい。あの~、ですね。まず、その覚書のことでお訊ねしたのはね、私が 訊ねたのは、どうして私が開示請求したのに、理由も示さずに公開できない、 いう対応をしたのかということを訊いてるんですよ。訊いたことにたずね、 答えてください。何も理由書いてないじゃない。

それから、この議会にその覚書を、この議会にでも、出さないのかと、い うことについて管理者、きちんと答えてください。議会に対してもその覚書 を出さんのですか。出すのか、出さんのかはっきり答えてください。

それから、天然ガス。予定よりオーバーしてると。言われるとおりです。その分は、メーカーの負担じゃなくて組合が出すと、しかしメーカーとも相談をすると、いうことのようになってますけどね。非常にね、あの~、なんというか、あいまいというか。その酸素についてはね、あなたはこの費用はメーカーが出すと、出すことになってると、いうふうに言われました。このお金もね、だいたいこれも一回50万ぐらいするんですから、月3,000万近くになるんですよ。これをずっとメーカーがね、負担するというからには、それなりの理由がなければならんのですよ。何もメーカーがね、出す必要もないのにそんな大金を出す訳ないんですよ。どういう理由で酸素についてはメーカーが出すということになっているのか、そのへんを説明してくれと言ってるんです。そしてこれも、ただの口約束で済む問題じゃないんですから、きちんとした文書での取り決めがされてるはずですから、その文書をきたんと出してくださいということを私は先程から言っているんです、最初から。

それから、天然ガスの件。これは新たに組合も負担をかぶせると、負担、組合も負担すると、あるいはまたメーカーにも負担をしてもらうと、いうことで話し合いをするということのようですけどね、再度そのへんについてこの負担をどう考えておられるのかお聞かせください。

〇議長(古川利光君)

答弁を保留し、3時10分まで休憩します。

(午後15時00分 休憩) (午後15時10分 再開)

〇議長(古川利光君)

休憩前に引き続き会議を開きます。答弁を求めます。

〇事務局長(高田徳一君)

事務局長。

〇議長(古川利光君)

事務局長。

〇事務局長(高田徳一君)

まず第1点目、情報公開しなかった理由を示せということでございます。 先程もお答え申し上げたかと思いますが、情報公開条例を整備していないために、何条によるという表現がとれなかったために理由を述べていないところでございます。ご理解を賜わりたいと存じます。

2点目の、液体酸素の量につきましては、先程のご答弁でも申し上げましたように、JFEの責任で5月末に仮設で設置をしたいと、費用についても当方で、というお話がありましたので、了解をした訳でございますので、費用については組合負担等は考えておりません。

最後に、覚書を公開しないのかということでございますが、何回も繰り返 しになりますが、確定していない数字等の情報を公開することによって誤解 を与える可能性がございます。また、企業の営業ノウハウ等も含まれており ますことから、会社の都合も踏まえ、公開することはできないということで ございます。

〇3番(木村和俊君)

議長。

〇議長(古川利光君)

3番、木村議員。

〇3番(木村和俊君)

ま、情報公開のはもう時間が無いから、別の機会にやりましょう。

まず、覚書の件ですね。これはね、性能保証に関する覚書と、いうことで明記してるんですよ。今回ずっと市議会でも今ここでも問題になっとるのが、この施設が3月・・・

<テープ交換>

・・・たけど、その能力が発揮できてないと、どっか問題があるんじゃないか、いうことが、今多くの皆さんの関心事になっとるんですよ。その性能に関する覚書ですから、それをね、この議会にも出さないと、いうことはね私はどんな理屈を並べてもね、納得する訳にはいかんのですよ。管理者、こり

ゃね、少なくともこの議会にはこの覚書を出してください。そうじゃないとね、何の為の議会ですかここは。それぞれ皆さんだってね、自分らの構成町の住民の人達にどう説明をするんですか。300トンの能力が発揮されてないにもかかわらず、そのことに関して書かれている覚書が組合でも公開されない。こういう事態に対して、皆さん方、自分達の所の住民の人達にね、どう説明しますか。少なくとも、この議会にはその覚書を公開してください。

〇管理者(吉次邦夫君)

議長。

〇議長(古川利光君)

管理者。

〇管理者(吉次邦夫君)

先程、事務局長が申し上げましたように、この覚書につきましてはですね、いろんなこの数字が入っておりますし、そしてまた、会社のノウハウございます。ですから、本当にあの、その会社のノウハウをですね全面にみんな公開するような形になりますんで、そのへんのこの会社の秘密保持というのもございますんで、そういったことから、私共と会社と取り交わした覚書は公表できないということになる訳でございます。以上でございます。

〇3番(木村和俊君)

議長。

〇議長(古川利光君)

3番、木村議員。

〇3番(木村和俊君)

もしね、公開できないところがあれば、そこはふせんをしてでも公開すると、そういったところがあるから全面的に非公開だという理由はね、これは絶対だめです。もしそういう会社のノウハウに関することでこれは公開出来ないというところがあればそこは紙を伏せていいじゃないですか。

議長、是非公開させてください。

〇議長(古川利光君)

木村議員に申し上げますが、一般質問での資料請求の場合には、管理者が、 それが出さないと言ったらそれで通る訳でありますが、しかし重大な問題で ございますから、議会運営委員会を開いて対処したいと思います。

しばらく休憩いたします。

それでは、議会運営委員会をお願いします。

(午後15時15分 休憩) (午後15時29分 再開)

〇議長(古川利光君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

議運の結果を議長よりご報告いたします。

木村議員から資料の提出の要望がきておりますのでそれについて (聞き取れず) 議会運営委員会の開催を決定いたしました。

その中で事務局としては公開できないというようなことでございましたけれども、その件につきましてはその企業の秘密とか、また非常に流動的な数

字があるということで開示できないということでございましたが、数字を除いて、ダイジェスト版で是非木村議員の要望に応えて、お出しくださいということで、委員会決定しましたところ、今すぐは出来ないけども後日郵便にてお送りするということになりましたので、皆さん方のご了解お願いします。一般質問続けてください。

3番、木村議員。

〇3番(木村和俊君)

はい、そういうことでひとつよろしくお願いします。

で、時間もなんですからね、最後に確認しますけれども、天然ガスと液体酸素の費用をどこが負担するのかという件です。

で、酸素については、これはメーカーが負担するということになっているようですけれども、メーカーが負担するといってもね、大体今搬入されてるのが1日2台です、10トン車でですね。ですから、あれが50万、大体およそ50万の上下するんですから、大体100万です。1ヶ月で3,000万ぐらいです。メーカーがね、それくらいの、そんなにたくさんのね、大金を出して、自分が負担すると、いうからには何かメーカーの方に責任があると思うんです。何も無いのにメーカーが負担するということにはならんと思うんです。ですから、メーカーがそんだけの負担を出して液体酸素を、当初の計画に無かった酸素を外部から搬入すると。そしてその負担をメーカーがやると、いうのはどういう理由なのか、そのことを再度きちんと、これは手短にいいですからね。それが一つ。

それから二つ目は液体酸素です。今説明あったように、予算では1億2,000万です。しかし、今の4月からの実績見ても570トンから、あの、600トンのところでこう搬入されてるんです。で、これも大体1ヶ月3,000万ぐらいのお金になります。1年間にするとね、3億6,000万です。しかし予算は1億2,000万しか無い訳ですから、不足する2億4,000万、これは誰かが負担をせんといかんのです。これはどこが負担することになるのか、これも簡潔にお聞かせください。

〇事務局長(高田徳一君)

事務局長。

〇議長(古川利光君)

事務局長。

〇事務局長(高田徳一君)

まずあの液体酸素でございます。これも先程ご答弁したとおりでございます。JFE側から万が一のためのバックアップのために設置をしたい、仮設で設置をしたいという申し出があり、費用も<math>JFEで持つということでございましたから了解をしたということでございます。

二点目、天然ガスにつきましては、これも先程お答えしたとおりでございます。ごみ量の増加、増大が起因をいたしておりまして、使用量も増えております。したがいまして、JFEとその費用負担についても継続的に、今、協議を続けているところでございます。ただ、申し上げておきますが、あくまでも、ガスも電気も契約の相手方は組合でございます。したがいまして、

一応、組合が払うという形は、揺るがせない事実でございます。応分の費用 負担については、協議を重ねているということでございます。

〇3番(木村和俊君)

議長。

〇議長(古川利光君)

3番、木村議員。

〇3番(木村和俊君)

あの~、そうしますとね、実際(聞き取れず)天然ガスについては、予算では1億2,000万だったけれども、その後大量に搬入していると、1.5倍ぐらいになると、まっ金額にすると、大体年間3億6,000万くらいになるんですけど、不足する2億4,000万については、組合が新たに追加して、補正で手当をするということになると思いますのでそのように理解をしてよろしいのかね。それがひとつ。

それから液体酸素についてはね、メーカーの方が万が一の場合の為にその搬入してるんだと、いうことですけど、万が一というんじゃないんですよ、毎日搬入してるんですよ。万が一じゃないんですよ。ですからね、当初計画にそういう計画は全然無かったんです。液体酸素は施設の中で製造しますということになってたんです。それが、それじゃ対応できなくて外部から毎日その搬入せな、できないような事態になってると。

これはね、そいじゃ、その費用はもうメーカーが出すという訳ですから、 これはね施設自体にどこかやっぱり不具合なり欠陥が出てきたと、いうふう に思わざるを得んでしょ。

何も無いのにね、メーカーの方に落ち度も責任も無いのに、毎日100万 も掛かる液体酸素を搬入するということにはならんでしょ。

だから私が訊ねているのは、どういう理由でメーカーがその費用を負担すると、いうことになっているのかを端的に説明をしてくださいと言ってるんです。

〇事務局長(高田徳一君)

はい、事務局長。

〇議長(古川利光君)

事務局長。

〇事務局長(高田徳一君)

はい、何度もお答えをしております。酸素発生装置のバックアップの為に、 JFEの責任で設置をいたしております。

(「答えにならん」と呼ぶ者あり)

〇3番(木村和俊君)

あの、議長ね、はい、議長。

〇議長(古川利光君)

木村議員。

〇3番(木村和俊君)

あのね、バックアップっていうのはよ、予備という意味ですよ。当然そういったことはね当初の計画の中に織り込んであるはずなんですよ。万が一の

場合というのは。

しかし今やっているのはね万が一じゃなくて毎日どんどんどんどん遅んでるんですよ。そして天然ガスも当初の予定の今説明したように1.5倍の大量のどんどんどんどん入れ込んでると、そういうことをしてやっと、ごみの処理が220トンから40トンのところにもってきたと。そういう状況なんですよ、今の施設の状況は。だからそういう無理がね、いつまでも続く訳無いんですよ。メーカーもいつまでもね、そんなその自分のお金でね、外部から搬入するということもできんのですよ。

そしてその天然ガスについても新たに組合の負担で2億4,000万もの新たな負担をしようと言う訳でしょ。これが続いていったらどんなになりますか。ほんと関係構成市町にね、新たな大きな負担をかけると。あの施設がますます金食い施設になってくるというのは目に見えてるじゃないですか。

あの~、吉次~、あの~市長、あの管理者ね、そのへんはね、今あの、書記も説明したようにね、本当に金がかかってるんですよ。どんどんどんどんどん 当初、予定、想定以上にね。だからね、私はここらへんでね、最初申し上げましたように、どうしてそういうことになっているのかと、いうことをきちんした専門家を入れてね、調査をすると、これはどうしても必要なことだと思いますのでね、再度、そういった調査委員会なり、第三者を入れたね、専門家を入れて、調査をすると、いうことを是非やっていただきたいと思いますのでね、再度お考えをお聞かせください。

〇管理者(吉次邦夫君)

はい。

〇議長(古川利光君)

管理者。

〇管理者(吉次邦夫君)

まっ先程ご答弁申し上げましたように、今の段階で会社の方にですね、そのへんの状況を、きちっと、まあ私の方もですね、先程局長が申し上げましたように、支社長を呼んで、そのへんの状況をですね、きちっとあの運転が、きちっとできるような形でしてくれということを厳重に、まっ、申し入れと、をいたしております。で、もう少し、まっ、あの4月から稼動しまして、操作員の問題等々いろいろなございますんで、あの今の段階でですね、その調査委員会と、そのようなことをですね、私は考えておりません。

いずれにいたしましてもあの会社の方にはですね、厳重に申し入れをいたしているところでございます。

以上です。

〇議長(古川利光君)

いいですか。いや、もう終わったんですか。

〇3番(木村和俊君)

はい。

〇議長(古川利光君)

いや、まだあるかと思って。失礼しました、どうも。 これにて、通告されました一般質問は全部終了いたしました。 次に、日程第7議案第10号「県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定ついて」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

〇事務局長(高田徳一君)

事務局長。

〇議長(古川利光君)

事務局長。

〇事務局長(高田徳一君)

それでは、議案第10号「県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の 認定について」ご説明を申し上げます。

本案は、平成16年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算がまとまりましたので、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の審査を受け、意見を付して議会に認定をお願いするものでございます。

それでは、お手元に配布しております成果説明書、平成16年度の決算収 支の説明をいたします。

赤いインデックスに成果説明書というふうに記入をお願いしておりますので、その3ページの中程の表をご覧いただければと思います。

歳入総額84億969万657円、歳出総額74億5,495万3,726円、歳入歳出差引金額9億5,473万6,931円となっております。

なお、実質収支は9億5,473万6,931円、単年度収支は6億1,812万9,485円と、それぞれ黒字となっているところでございます。

前年度と比較をいたしますと、歳入で約43億円の減、歳出で約48億円の減となっております。決算額が減少した要因といたしましては、平成14年度のクリーンセンターの工事費の一部、約60億円を平成15年度に繰越したことや、15年度に建設工事が集中したことにより、15年度の決算額より減少したものでございます。

続きまして、歳入決算の主なものについて説明いたします。

まず、1款、分担金及び負担金でございます。分担金は2市15町からの分担金15億円と、旧諫早市及び、旧多良見町の軽減措置解除分として納付された3億1,173万8,000円でございます。

なお、この軽減措置解除分につきましては、負担をしていた他の構成自治体へ返還をしたところでございます。

次に、2款、使用料及び手数料でございます。ごみ処理施設敷地使用料として、西日本電信電話株式会社及び九州電力株式会社から1億7,518円が納入されております。(発言する者あり)

すみません。失礼いたしました。1万7,518円が納入されております。 続きまして、3款、国庫支出金でございます。廃棄物処理施設整備費として、8億1,444万9,000円となっております。

内訳は、本体施設 2 億 8 , 5 9 4 万 8 , 0 0 0 円、西部中継施設 2 億 8 , 9 5 6 万 3 , 0 0 0 円、東部中継施設 2 億 3 , 8 9 3 万 8 , 0 0 0 円となっております。

4款財産収入でございます。基金預金利子として175万4,235円と

なっています。内訳は財政調整基金預金利子46万721円、ごみ処理施設建設基金預金利子123万6,514円、用地取得基金預金利子5万7,00円となっております。

5款繰入金は、ごみ処理施設建設基金繰入金13億8,500万円で、平成16年度末現在高は164万5,683円となっています。

6款繰越金でございます。繰越金は3億9,192万2,026円で、そのうち純繰越金3億3,660万7,446円、繰越事業充当財源繰越金5,531万4,580円となっています。

7款諸収入ですが、1款、1項預金利子として6万6,087円、2項雑入として、雇用保険料個人負担分など4万3,791円となっております。

8款組合債ですが、一般廃棄物処理事業債として38億270万円となっています。内訳は、本体施設22億200万円、西部中継施設8億4,110万円、東部中継施設7億5,960万円となっております。

一般単独事業債として7,500万円となっています。これにつきましては、余熱利用施設建設工事の分となっています。

また、搬入道路の前年度繰越分として1億2,700万円であります。 続きまして、歳出決算の主なものについてご説明いたします。

1款、議会費は、組合議会の運営に係る費目で168万2,883円を執行し、執行率は27.4%となっております。

不用額の主なものは、議員の視察研修を予定しておりましたが、合併時期でもあり、日程調整がつかず研修が実施されなかったことによるものなどでございます。

2款総務費は、組合の管理運営に係る費目で、職員の給与、事務、事務所 経費、基金の積み立て、監査委員費などで、6億930万6,744円を執 行し、執行率98.2%です。

3款衛生費の決算額66億6,626万8,974円で、執行率91.1%です。

決算書の19ページ、20ページを併せてご覧いただければと思います。

主な事業といたしましては、県央県南環境センター(仮称)建設工事、県央県南クリーンセンター外周道路工事、ごみ処理施設搬入道路工事、用水ポンプ場築造工事、用水送水管布設工事、西部地区・東部地区ごみ中継施設(仮称)建設工事及び県央県南クリーンセンター余熱利用施設(仮称)建設工事となっています。

不用額の主なものは、本体敷地造成等工事設計積算・工事監理業務、余熱利用施設(仮称)建設工事施工監理業務、本体敷地造成工事、用水ポンプ場築造工事、前河内菅牟田長田線拡幅工事及び福田中田線改良工事の執行残、アームロール車、バキューム車の購入費が入札により低額で落札されたこと、及び中継施設等整備事業費交付金の執行残などでございます。

4款、公債費は、一般廃棄物処理事業債の償還金で、償還金のうち元金4,954万6,077円、利子1億2,814万9,048円となっております。

決算額は1億7,769万5,125円で、執行率は99.9%でござい

ます。

支払い相手は、福岡財務支局に1億7,400万5,125円、日本郵政 公社九州支社に369万円を支出いたしております。

利率は1.2%から1.6%で、3年据え置きの15年償還となっています。

5款予備費は、使用する案件が無く、800万円全て執行残となっております。

なお、7月27日に監査委員によります決算審査を受けており、その意見書を添付いたしておりますのでご覧いただきたいと存じます。

以上で、平成16年度決算につきましての説明を終わらせていただきます。 よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願いします。

〇議長(古川利光君)

これより議案第10号に対する質疑に入りますが、質疑は歳入と歳出を区分し、まず歳入に対する質疑に入ります。

ございませんか。

無ければ、これをもって歳入に対する質疑を終結し、歳出に対する質疑に 入ります。

〇3番(木村和俊君)

議長。

〇議長(古川利光君)

3番、木村議員。

〇3番(木村和俊君)

え~と、二点お訊ねをいたします。

16年度の決算は、67億、6億7,400。ちょっと待ってください。 え~とですね、74億5,495万4せ、3,000円ですね。

あのね私あのこの決算見てひとつ説明してほしいのは、えらく不用額が多いなと、いうことなんです。不用額が6億7,462万2,854円ですね。7億近くの不用額というのはね、ちょっと、1割弱でしょ、予算のね。こんだけの不用額というのは私はちょっと予算の立て方がどうだったのかなと、いうふうに思いますのでね。

例えばね、あの、議会の方説明ありましたけれども、議会の予算現額は600万、614万4,000円でしょ。そして不用額が440万でしょ。半分以上ですよね。執行率は、3割弱でしょ。まっ、その視察の関係もあったんでしょうけど、それだけじゃないんですよ。清掃費なんかもう、6億を越す不用額でしょ。だからその予算の立て方が適切であったのかどうかね、そのへんも含めて一つ、あの説明をしてください。

それから、決算のところ、でですね、これは22ページの地元対策費についてちょっとお聞かせください。

ごみ焼却施設建設対策協議会、これは補助金だと思うんですけどね。15 1万2,857円、この中身、その、どういう事業に対しての補助なのか、 説明をして下さい。ま、以上です。

〇事務局長(高田徳一君)

はい、事務局長。

〇議長(古川利光君)

事務局長。

〇事務局長(高田徳一君)

あの、最初の分についてはちょっと、後程お答えをいたします。まず、補助金の、ごみ処理施設建設対策協議会の補助金の内容をというお訊ねだったと思います。

この協議会に対しては、補助金を150、なにがしか3万なにがしか出しておりますが、まず、視察研修を行われております。この際の交通費等でございます。それから対策協議会の総会、それから研修会、地区別の研修会、それから役員会議費、こういうものに使用をしていただいてるところでございます。

まず、あの不用額の件でございますが、議会の開催が二回でありまして、なかなか、予算等についても補正が出来ないという状況でございました。で、建設中でもあり、明確に予算が組み立てられないもの等もあり、そういうもので不用額も発生をしたと、こういうことでございます。

〇3番(木村和俊君)

議長。

〇議長(古川利光君)

3番、木村議員。

〇3番(木村和俊君)

はい。この監査の意見書にも書いてありますようにね、組合のこのお金というのは、構成市町のね厳しい財政の中からの負担金で賄われているんだと。だから組合としてはね、そういう事情を十分踏まえて、きちんと節約をして、健全財政に努めてほしいというのは意見書の中でもね、特に指摘してありますよね。

そういうことを考えればね、やはり当初予算を立てる時に、やはりそういう状況を踏まえて、予算を立てるべきだと。

私、こう見るとね、本当、その、言ってみればかなり過大なね、予算が立てられていたんじゃないかのと。そして6億を超すね、不用額として残されていると。

だから、その、まっ年に二回の会議で、なかなかその補正する機会が無いんだと。それはそれでいいですよ。私はそのことを訊いてるんじゃないんです。当初予算を組む時に、きちんとした裏付を持ってね、やっぱり組むべきじゃないのかと。限られた予算だからね、そのへんは慎重にやってほしいと、そのことについてどうお考えなのですかということをお訊ねしてるんです。いろいろ途中の、補正その他のはこれは別問題ですから。よろしくお願いします。

〇事務局長(高田徳一君)

事務局長。

〇議長(古川利光君)

事務局長。

〇事務局長(高田徳一君)

木村議員のご意見、ごもっともでございます。今申しましたように、非常に、数字がシビアな面まで絞りこめずにという部分もあったやに聞いておりますので、今後につきましては、限られた財源の中での運営でございますから、限りなく正確な形での予算措置、執行に努めて参りたいと思います。

〇議長(古川利光君)

他にございませんか。

他に無ければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

無ければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号「県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

〇議長(古川利光君)

異議がありますので、起立によって採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方の起立を願います。

賛成、起立多数。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

次に、議案第11号「県央県南広域環境組合余熱利用施設の指定管理者の 指定について」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

〇事務局長(高田徳一君)

事務局長。

〇議長(古川利光君)

事務局長。

〇事務局長(高田徳一君)

それでは、議案第11号「県央県南広域環境組合余熱利用施設の指定管理者の指定について」をご説明いたします。

本案は、地方自治法第244条の2の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

余熱利用施設指定管理者の指定につきましては、昨年の8月20日にその 導入を決定し、10月13日に選定委員のメンバー6名を決定いたしました。

指定管理者の募集につきましては本年4月26日に公告を行い、募集の手法といたしまして、新聞紙面、これは毎日新聞九州全域版でございます。ここへの掲載、及び組合ホームページにて募集を行って参りました。

その結果、14社が5月11日に開催した事前説明会へ参加をいたしました。

5月11日から6月3日までの申請書の受付期間に、最終的に4社から申請がございました。

4社の審査につきましては、まず組合事務局において事前審査を行い、4 社全てが通過をいたしました。

その後、6月20日に県央県南クリーンセンターにおいて第1回選定委員会を開催し、それぞれ提出された申請書に基づき提案基礎審査を行い、4社

全て通過いたしております。

西部リレーセンターにおいて、開催されました7月21日の第2回選定委員会において、応募4社のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定委員の評価が最も高かった「協栄ビルメンテナンス株式会社長崎営業所」を優先、優先交渉権者として選定したところであります。

今議会で議決いただいた後正式決定となり、協定を締結することとなります。

あっ失礼いたしました。あの、長崎営業所と申し上げたようでございますが、佐世保営業所でございます。訂正させていただきます。

今議会で議決いただいた後正式決定となり、協定を締結することとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いします。

〇議長(古川利光君)

これより議案第11号に対する質疑に入ります。

〇3番(木村和俊君)

議長、3番。

〇議長(古川利光君)

3番、木村議員。

〇3番(木村和俊君)

まっこれは、余熱施設をね、指定管理者団体制度で、あの民間に委託をするということのようですけれども。まっ、そのことについては、まあ、後で、論議するとしてですね、ちょっと手続きのことでお聞かせ願いたいんですけど、この指定管理者団体の指定の手続きをする為には、まず条例で、この指定管理者制度を、するという条例がまずあらかじめ必要だというふうに思うんですけど、その条例は組合、のはどこにあるんでしょうか。

〇施設課長 (森松光明君)

施設課長です。

〇議長(古川利光君)

施設課長。

〇施設課長 (森松光明君)

組合例規集の3,541ページから掲載してあります。

〇3番(木村和俊君)

議長。

〇議長(古川利光君)

3番、木村議員。

〇3番(木村和俊君)

あっ、あ、一番最後のところにありますね。いや、私ね実は大分探したんですよ。大体その条例も無いのにこれが出来る訳無いなと思い、思いながら探したんですけど、あっ、あのなるほど、ここんところですね、わかります。 そうしますとね、さっき、あの次の論議にいきますけど、大体この余熱利

用の施設は、市民、あるいは住民の皆さんがね、健康その他の増進の為に、

利用する施設ということで造られると思うんです。それでですね、あの、まっ本来だったらですね、そういった主旨からいくならば、組合の方でね、やっぱりきちんとそういう福祉面も考慮をして運営をすると。民間の会社はね、どうしても、こりゃ収益を上げるというのが、目的になりますから、どうしてもその福祉増進の為という、本来の施設の主旨とね、やっぱり、競合する場面が出てくるんですよ。ですからできるだけ、その組合の方で運営をしていくというのが本来の主旨に、合う、活かす、運営の方法だろうと思うんです。

それで、まっ、しかし、そうじゃなくてもう民間に委託をするということのようですから、そこでお訊ねしますけどね、実際、利用料金その他についてはどういう決め方になるのか説明を聞かせて欲しいんですよ。

〇施設課長 (森松光明君)

施設課長です。

〇議長(古川利光君)

施設課長。

〇施設課長 (森松光明君)

まず、1点目に少しお話になりました、健康増進、福祉増進というようなご発言がありましたけれども、条例が無かった、探し出せなかったということで止むを得んのかなと思いますが、第1条に設置目的があります。

余熱利用施設の設置目的といたしましては、「ごみ処理に伴い発生する熱量の有効活用により地球環境負荷の軽減を図るとともに、利用者が環境学習を通じサーマルリサイクルを実感しと、リサイクル意識を高めることを目的とする。」あくまでもこういった目的でありまして、健康、福祉増進の為というようなことは、この中には掲げておらないところでございます。ご理解を賜わりたいと思います。

利用料金につきましては、条例の中にですね、条例の第17条、3,544ページをご覧いただければ解り、以降をご覧いただきたいと思いますが、第3項の中に、「利用料金を定める場合は、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。」としているところでございます。

したがいまして、料金を指定管理者が設定をする際には当然管理者の承認 をもらうというようなことになります。と判断をしているところであります。

〇3番(木村和俊君)

議長、3番。

〇議長(古川利光君)

3番、木村議員。

〇3番(木村和俊君)

その利用料金についてですけどね、あの、通常の普通公共団体の場合、市の場合は、そういう使用料、利用料金というのは、これは条例事項になりますから、議会の議決事項になる訳ですね。ところが、今のような形でいきますとね、議会の議決事項じゃなくて、管理者の、管理者が決めてよろしいと、いうことになる訳ですね。

ですから、私はそこんところはね、その料金の性格から言ってもね、やは

り、組合の議会の議決事項にしとくべきだと、いうふうに思いますのでね。そのへんについてのお考えをお聞かせ願いたいと思いますよ。

〇施設課長 (森松光明君)

施設課長です。

〇議長(古川利光君)

施設課長。

〇施設課長 (森松光明君)

確かに議員さんおっしゃいますように、金額を変える場合には当然議会の 議決はいらないというふうに判断をしておりますけども、施設の特殊性と言いましょうか、そういうものからして当然議会には報告をするなり、あるい は、副管理者会でご了解を頂いて、ご理解を賜わるというような手続きは当 然必要かと考えているところでございます。

〇議長(古川利光君)

他にございませんか。

他に無ければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第11号「県央県南広域環境組合余熱利用施設の指定管理者 の指定について」に対する討論に入ります。

無ければ、これをもって討論を・・・。(発言する者あり) はい、3番、木村議員。

〇3番(木村和俊君)

何回も申し訳ないです。ただね、この施設、非常にこう大きな施設になり ね、市民の人達の関心も高いので一言、意見申し上げておきたいと思うんで すよ。

先程言いましたようにね、本来の主旨からいってこれは民間に管理委託を するというようなことではなくて、組合が直接運営をすると、そういう施設 であるべきだというふうに思います。それが一つ。

そしてもう一つはね、もし今のような形で、料金も含めて、そのもう管理者の方で決めてよろしいと、民間の、指定団体のところでですね。あと、その管理者の了解を、話で決めてよろしいと、いうことになるとね、その料金の設定とか、変更についてね、議会は全く関与できないと、いう仕組みになってしまうんですね。今言われたようにその副管理者で相談をしてうんぬんと言われましたけど、それは相談があるかもしれんけど、我々議会は全然その利用料金がいくらになるのか、あるいは今、今後引き上げられようとした時に、我々として意見を述べる、そういう機会も全く無いんですよ。先程言いましたようにね、市とか町はそういった使用料とか料金については、法の主旨からいってこれは条例事項なんですよ。だから議会の議決事項になってるんです。私は今回のこの余熱利用、余熱利用施設の利用料金は主旨からいっても、やはりその料金を決めるにあたっては議会の議決事項にしとくべきだと、いうふうに思いますのでね、どうもそうじゃないような形で進められようとしておると、いうことは私はねやっぱり良くないと、思いますのでね、私はこれには反対をいたします。

〇議長(古川利光君)

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(古川利光君)

これにて討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号「県央県南広域環境組合余熱利用施設の 指定管理者の指定について」は異議がありますので、起立によって採決いた します。

本件は、これに同意することに賛成の方の起立をお願いします。 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第11号は原案どおり可決されました。 次に、議案第12号と議案第13号はどちらも「長崎県市町村総合事務組 合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について」と なっておりますので、一括して議題といたします。

案理由について事務局の説明を求めます。

〇事務局長(高田徳一君)

事務局長。

〇議長(古川利光君)

事務局長。

〇事務局長(高田徳一君)

それでは、議案第12号、議案第13号を一括してご説明いたします。

議案第12号につきましては、平成17年10月1日に合併いたします「平戸市」、議案第13号につきましては、平成17年10月11日に合併いたします「雲仙市」、両市の合併に伴いまして、長崎県市町村総合事務組合を構成する全市、町、一部事務組合等の議会の議決が必要ですので今回提出するものでございます。

なお、当組合は、長崎県市町村総合事務組合に平成12年4月1日に加入 しており、現在、公務災害補償に関する事務を取り扱っていただいておりま す。

変更の内容ですが、平戸市につきましては、平成17年9月30日をもって、平戸市、大島村、生月町及び田平町が脱退し、平成17年10月1日から平戸市として加入するものです。

また、雲仙市につきましては、平成17年10月10日をもって、国見町、 瑞穂町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町、南串山町及び合併により解散 となる吾妻愛野学校給食組合が脱退し、平成17年10月11日から雲仙市 として加入するというものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いします。

〇議長(古川利光君)

これより議案第12号「長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について」と、議案第13号「長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について」に対する質疑に入ります。

無ければ、これをもって質疑を終結し、各議案ごとに討論、採決に入ります。

これより議案第12号「長崎県市町村総合、総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について」に対する討論に入ります。

(「なし」の声あり)

〇議長(古川利光君)

無ければ、これをもって討論を終結、終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号「長崎県市町村総合事務組合を組織する 地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変、変更について」は原案どお り可決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(古川利光君)

ご異議、ご異議がありませんので、議案第12号は原案どおり可決されま した。

続きまして、議案第13号「長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公 共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について」に対する討論に入ります。

(「なし」の声あり)

〇議長(古川利光君)

無ければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号「長崎県市町村総合事務組合を組織する 地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について」は原案どおり可 決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(古川利光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

次に、議案第14号「専決処分の承認を求めることについて(平成17年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算第1号)」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

〇事務局長(高田徳一君)

事務局長。

〇議長(古川利光君)

事務局長。

〇事務局長(高田徳一君)

それでは、議案第14号「専決処分の承認を求めることについて(平成17年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算第1号)」を説明いたします。本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

内容は、平成17年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算、第1号で

あり、歳入歳出予算に6,000万円を追加し、総額で33億4,331万6,000円としたものであります。

補正予算の内容は、先程進捗等の報告の際に触れましたとおり、7月4日からプラント機器の定期点検を実施するため、長崎市にごみ処理の一部を委託した手数料であります。

経過についてですが、平成16年12月から平成17年3月まで試運転を行いましたが、予想を上回る量のごみが搬入されました。6月26日時点で、ピットの中に約4,700トンが残っており、1炉ずつ炉を止めて点検をしながら処理をするのが困難であるとの判断から、6月27日から8月12日まで長崎市に処理の一部をお願いしたことに伴い、その処理費用を専決処分したものでございます。

なお、本組合と長崎市とは1トンあたり2万3,493円で委託契約を締結しており、契約上、費用については本組合が長崎市へ支払うことになります。

この費用については、施設の引渡し時点で処理が滞っていたとして、運転業務を請け負っているJFEエンジニアリング株式会社が全額負担するということになっておりますので、歳入歳出同額補正をしたものでございます。

以上で、議案第14号専決処分の承認を求めることについての説明を終わらさせていただきます。

よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いします。

〇議長(古川利光君)

これより議案第14号に対する質疑に入ります。

無ければ、これをもって質疑を終結、終結し、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

〇議長(古川利光君)

無ければこれより議案、無ければこれをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第14号、専決処分の承認を求めることについて、 平成17年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算第1号は原案どおり可 決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(古川利光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

次に、議案第15号「平成17年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

〇事務局長(高田徳一君)

事務局長。

〇議長(古川利光君)

事務局長。

〇事務局長(高田徳一君)

それでは、議案第15号「平成17年度県央県南広域環境組合一般会計補 正予算(第2号)」について説明いたします。

歳入歳出予算に、1,989万4,000円を追加し、総額で33億6,321万円とするものでございます。

3ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧いただきたいと存じます。

まず、歳入でございます。5款繰入金で871万1,000円。6款繰越金で1,118万3,000円増額し、4億5,328万7,000円とするものでございます。

次に、4ページをご覧いただきたいと存じます。

歳出でございますが、3款、衛生費で1,989万4,000円増額し、28億6,358万6,000円とするものでございます。

歳出の内容は9ページをお開きいただきたいと思います。 3 款衛生費 1 項清掃費 1 目 クリーンセンター費で 1, 6 1 3 万 1, 0 0 0 円増額するものです。今回新たに 1, 3 0 7 ㎡の用地 1 筆を購入できる見込みとなりましたので、用地購入費として 8 1 0 万 4, 0 0 0 円と、取得代理業務手数料として 6 0 万 7, 0 0 0 円の併せて 8 7 1 万 1, 0 0 0 円増額するものでございます。

場所になりますが、参考資料の『用地』というインデックスをご覧いただきたいと思います。中程の、ピンクの色を着けてあるところでございます。管理棟の南側に駐車場がございます。その駐車場と現在建設を進めております余熱利用施設の建設地との間の土地になります。

ご承知のとおり、未買収地の地権者の方に対しては、組合側から積極的に 用地交渉はいたしておりません。今回の買収につきましては、先方から代理 人を通じて売却したい旨の申し出がございましたので購入することにしたも のでございます。

なお、資料中の緑色の部分の土地は未買収地でございます。

これに充てる財源に関しましては、7ページをご覧いただきたいと存じます。今回のような場合に備えて、用地取得基金に積み立てをしておりましたので、その基金を871万1,000円取り崩して充当することといたしております。

次に、9ページに戻らさせていただきます。13節、委託料で、公共用地 確定測量業務等として742万円をお願いするものでございます。

この確定測量は、クリーンセンター敷地内で水路の付け替えを実施いたしており、その水路を登記するために必要となったものでございます。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。3款衛生費1項清掃費2目リレーセンター費で376万3,000円増額するものでございます。現在、委託業者、許可業者等から搬入されるごみの検査のため、検査員を3名嘱託職員として雇用いたしておりますが、ごみ量の増加の要因として、不適物及び区域外からの持込が見受けられますので、検査体制を充実させるため、東西各リレーセンターを含め、9月から新たに計4名の検査員を臨時職員として雇用したいと考えており、共済費で41万6,000円、賃金で334万7,000円増額をお願いするものでございます。

以上で、議案第15号「平成17年度県央県南広域環境組合一般会計補正 予算(第2号)」の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

〇議長(古川利光君)

これより議案第15号に対する質疑に入ります。

無ければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

無ければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第15号平成17年度県央県南広域環境組合一般 会計補正予算第2号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(古川利光君)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

今期定例会において議決された案件につきましては、その条項、字句、数字その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(古川利光君)

ご異議なしと認めます。

これをもって、平成17年第3回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

議員各位のご協力によりスムーズに議事を進行することができました。私からもお礼を申し上げます。これをもって閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(午後16時16分 閉会)

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長 古川 利光

署名議員 岩下 勝

署名議員 東原 貢